乳	0.01ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.01ppm
その他の家きんの脂肪	0.01ppm
鶏の肝臓	0.01ppm
その他の家きんの肝臓	0.01ppm
鶏の腎臓	0.01ppm
その他の家きんの腎臓	0.01ppm
鶏の食用部分	0.01ppm
その他の家きんの食用部分	0.01ppm
鶏の卵	0.01ppm
その他の家きんの卵	0.01ppm
はちみつ	0.05ppm
［略］	

［(2)～(15)　略］

［７～12　略］

［Ｂ～Ｄ　略］

乳	0.01ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.01ppm
その他の家きんの脂肪	0.01ppm
鶏の肝臓	0.01ppm
その他の家きんの肝臓	0.01ppm
鶏の腎臓	0.01ppm
その他の家きんの腎臓	0.01ppm
鶏の食用部分	0.01ppm
その他の家きんの食用部分	0.01ppm
鶏の卵	0.01ppm
その他の家きんの卵	0.01ppm
［号を加える。］	
［略］	

［(2)～(15)　略］

［７～12　略］

［Ｂ～Ｄ　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、告示の日から施行する。ただし、米及びその他の野菜に残留するキノクラミンの量の限度、小麦、とうもろこし、その他の穀類、大豆、小豆類、ばれいしょ、かんしょ、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、カリフラワー、ブロッコリー、たまねぎ、にんじん、その他のせり科野菜、ピーマン、その他のなす科野菜、しょうが、その他の野菜、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも（果皮及び種子を含む。）、ネクタリン、すもも、いちご、ブルーベリー、クランベリー、ぶどう、バナナ、その他の果実、ごまの種子、綿実、その他のオイルシード、ペカン、アーモンド、くるみ、茶、コーヒー豆、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、魚介類、ミネラルウォーター類及びとうもろこし油に残留するクロルピリホスの量の限度（以下「食品に残留するクロルピリホスの量の限度」という。）、なす、きゅうり、みかん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、かき、その他の果実、くり、ペカン、アーモンド、くるみ及びその他のナッツ類に残留するスピロジクロフェンの量の限度並びに米、てんさい、はくさい、チンゲンサイ、その他のあぶらな科野菜、レタス、セロリ、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、ほうれんそう、たけのこ、しょうが、その他の野菜及びいちごに残留するプロパモカルブの量の限度に係る改正規定については、告示の日から起算して一年を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　食品に残留するクロルピリホスの量の限度については、施行日前に製造され、輸入され、又は加工された食品を製造し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができる。